

令和元年5月30日(木)

令和元年第6回宮古島市農業委員会総会議事録

川満事務局：

みなさん、こんにちは。総会を始める前に紹介したい方がいますので紹介いたします。独自で農業に関する本の出筆をした根間良雄さんです。農業委員会に40冊贈呈したいとのことですので、会長と根間さんで本の贈呈式を行います。

議長：ただ今から、令和元年第6回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。

議長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

委員：異議なし

議長：それでは、11番：喜屋武 隆委員、12番：奥浜 健委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議長：それでは、日程第2議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委員：異議なし

議長：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は11件でございます。受付番号1番から11番の説明をいたします。

(内容省略)

受付番号1番から11番は、別紙参考資料1ページから11ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、伊良部高校から白鳥岬の方向に位置し、譲受人は農業経営規模拡大でのサトウキビ栽培農家です。機械等は所有しています。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、高野集落の東側に位置し、譲受人は夫と一緒に農業経営であり、機械等も所有しています。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を12番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、千代田部落の陸上自衛隊宿舎から南側に位置し、譲受人は規模拡大でサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を12番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、下南公民館の北側500㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、比嘉の仲尾嶺ファームポンドの南西150㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員にお願いいたします。

官平推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、腰原のひばり保育所からマックスバリュー向け200㎡に位置し、譲受人は野菜栽培農家です。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、七又のメガソーラー施設から北西に位置し、譲受人は規模拡大でサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、豊原公民館の北側150㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。機械等も所有しています。

議 長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、鏡原幼稚園の南側150㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。機械等も所有しています。

議 長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、上野中学校の東側に位置し、譲受人はハーベスター等も所有してのサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、上野中学校グラウンド東側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）受付番号1番から11番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、1件でございます。受付番号12番を説明いたします。

（内容省略）

受付番号12番は、別紙参考資料12ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号12番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員をお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号12番の説明をいたします。この案件は前回も申請して説明しました件で、譲受人は畜産経営農家で今回の申請は採草地の植え付けであります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、11番委員

喜屋武委員：

自分の畑を会社として貸借できるんですか。

砂川事務局：

農業法人であれば貸借できます。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号12番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので、原案どおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は7件でございます。受付番号13番から19番を説明いたします。

（内容省略）

受付番号13番から19番は、別紙参考資料13ページから19ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）受付番号13番から19番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないということですので、原案どおり決定いたします。

議長：日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議長：次に、日程第3議案第2号農地法第3条の規定による許可の取り消し申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可の取り消し申請は、1件でございます。受付番号1番を説明いたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、12番委員

奥浜委員：

取り消し事由が契約解除のためとありますが、何かトラブル等があったんですか。

砂川事務局：

農業経営基盤強化事業でやりたいとの事です。

議長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号農地法第3条の規定による許可の取り消し申請についてを、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第4議案第3号農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いは2件です。受付番号1番と2番を説明します。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、砂川ファームポンド東側に位置し、譲受人は畜産経営農家です。

議 長：受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、砂川ファームポンド東側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願い受付番号1番と2番について原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長：次に、日程第5議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、5件でございます。
受付番号1番から5番を説明いたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員をお願いいたします。

官平推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、野原自衛隊宿舎北側300㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員をお願いいたします。

瑞慶覧推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、保良・吉野線に位置し、譲受人は15年の農業経営でサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号3の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、西城・根間地の信号機の北側に位置し、譲受人は新規就農で野菜栽培農家です。

議 長：次に受付番号4の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、上野消防出張所の西側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号5の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

砂川事務局：

受付番号5番の説明については、参考資料を参照して下さい。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第6議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は6件でございます。
受付番号1番から6番を説明いたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、伊良部製糖工場から東側に位置し、譲受人は夫と一緒に農業経営しています。機械等も所有しています。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、長南公民館の西側に位置し、譲受人は機械等も所有して、サトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、砂川集落の北側500mに位置し、譲受人は15年以上の農業経営で葉たばこ農家です。機械等も所有しています。

議長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、上野消防出張所の西側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、上野中学校の東側600㎡に位置し、譲受人はサトウキビの規模拡大ということです。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。譲受人は家族経営でサトウキビ農家でありませす。機械等も所有しています。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第6議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：休憩します。

議 長：次に、日程第7議案第6号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、3件でございます。受付番号1番から3番を説明いたします。

（内容省略）

以上、受付番号1番から3番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

長濱委員：

令和元年5月15日に調査員として、8番：川満委員、芳山会長、事務局の川満次長、上原主任、仲間さん6人で、日程として午前10時から午後3時まで現地調査を行い、午後3時40分から午後4時まで事務局にて調整会議を行いました。4条申請3件、5条申請20件、合計23件でありました。調査内容結果としまして特に違反等は見受けられませんでしたことを報告します。

受付番号1番の説明をいたします。場所は、砂川構造改善センター東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします

長濱委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、高野集落の北西に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地連たん、2種農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、共和マンションの東側300mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第8議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は20件でございます。受付番号4番・14番・15番は保留とし、受付番号1番から20番を説明いたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から20番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を事務局をお願いいたします。

上原事務局：

受付番号1番の説明をいたします。この案件は、平成30年12月総会にて許可相当済みで、12月末に県へ進達して保留となり、県の保留内容が自然公園条令の件でどうなっていますかと言われ、確認した結果、普通地域で着工から3週間以内に届出すれば大丈夫だと言うことで今回の申請となります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を事務局をお願いいたします。

上原事務局：

受付番号2番の説明をいたします。この案件も平成31年2月総会で許可相当済みで、委員の方から許可相当と保留され、県から3月末に保留案件として届けられた申請です。その後、県と協議して自衛隊宿舎との集落接続地域であることを確認して申請しています。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、久貝集落の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、鏡原中学校の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・学校等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします

長濱委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、宮古総合実業高校第2農場の西側500㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、東小学校南（沖縄銀行社宅の西側）に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がり増加傾向にあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、鏡原中学校の南側300㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、一団既存施設の農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、宮古島市消防本部の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、次郎工業の資材置場の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域の第1種専用地域と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、昭和建設工業の西側300mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他2種農地、原野・宅地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、佐良浜集落の西側（鯖置き団地）近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、一団集落接続農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、友利集落・市営友利団地の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地連たん隣接、宅地・道路等に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号16番の説明をいたします。場所は、旧・共栄バスの東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域第1種住居専用地域と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号16番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号17番から20番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

上原事務局：

受付番号17番から20番の説明をいたします。この案件は平成30年12月総会で許可相当済みで県へ進達され、県からは開発許可見込待ちとして保留され、6月に県から開発通知が届くことになっていて、今回の申請であります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号17番から20番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第8議案第7号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第9議案第8号農地転用事業計画変更承認申請書についてを議題としますが、対象となる申請は先ほど承認いただいた議案第7号の中から受付番号3番、10番となります。

先ほどの承認を以て農地転用事業計画変更を承認してよろしいでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので、日程第9議案第8号は原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、日程第10議案第9号非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の非農地証明願いは、5月7日に平良地区農地パトロール時に非農地申請農地に土地分譲地のぼり旗が上がっていましたので今回は受付番号3番を取り下げますので2件でございます。受付番号1番と2番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、田村重機の資材置場に隣接し、農地として利用されたことがない状況である。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号2番の説明をいたします。5月7日に平良地区農地パトロールを実施し、場所は盛加腰公園の南側に位置し、農地として利用できないことを確認しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第10議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

委 員：各地区農業委員・推進委員によるパトロール報告がありました。

委 員：発言なし

議 長：発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、以上をもちまして、令和元年第6回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

令和元年5月30日 (木)

会 長 芳 山 辰 巳
1 1 番 委 員 喜 屋 武 隆
1 2 番 委 員 奥 浜 健